

失敗
しない!

適切に対応
できていますか?

加工食品の 原材料表示

～原材料情報とトレーサビリティ～

原材料の産地が
急に変更になった!

原料が
リコールになった!
該当する製品を
追跡できる?

表示はこのままで
大丈夫?

商品を
リニューアルしたら
原材料の構成が
変わった!

名 称	つぶあん
原材料名	小豆(国産)、砂糖、食塩
内 容 量	500g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、 常温で保存してください。
製 造 者	株式会社アンノ商店 東京都〇〇市〇〇〇2-3-4



このような場合、あなたの会社は

?

容器包装にあらかじめ原料原産地表示を印刷しているのに、
原材料の産地が変更されることになった。

産地が変更されることになった原材料が、全ての原材料のなかで最も多く使用しているもの（重量割合上位1位）である場合、原料原産地表示を見直さなければ表示違反となります。

→詳しくは p.18

?

原材料としていちごの品種名を強調して「やよいひめ使用」と表示しているのに、その品種の原材料を入荷せず、同じ産地ではあるが、異なる品種の原材料を使用することになった。

容器包装に品種名等を強調して表示しているものは、その強調表示している品種が変わる時に見直さなければ、表示違反となります。

→詳しくは p.18

?

原料構成を変え、重量割合上位1位の原材料を変更することになった。

これまで重量割合上位1位だった原材料の使用量を減らすなど、重量割合上位1位の原材料が変わる場合、原材料の表示や、原料原産地表示を見直さなければ表示違反となります。

→詳しくは p.10~13

適切に対応できていますか？

？

今後の産地変更等の情報を把握していますか？

原材料によっては、季節や価格などによって産地が一定とならずに変わる場合もあるので、常にサプライヤから産地等変更の予定を把握しておく必要があります。

→詳しくは p.18

？

製造した商品の原材料に残留農薬等の問題が発生したとき。

予期せぬトラブルが発生した場合でも、食品トレーサビリティの取組を行ってれば、迅速に問題のある商品を確定して商品回収等を行うことで、回収の範囲を最小限に抑えることができます。

→詳しくは p.16



目次

はじめに	1
第1章 このテキストの使い方.....	3
第2章 基本モデル（単一産地モデル）基本的な情報伝達と記録保持のモデル.....	6
1 各工程における注意ポイント	7
2 原材料の原産地が変わる場合	18
3 【基本モデル】 取組み事例.....	20
第3章 複数産地モデル	22
1 各工程における注意ポイント	23
2 【複数産地モデル】 取組み事例.....	26
第4章 産地随時変更モデル	27
1 各工程における注意ポイント	28
2 【産地随時変更モデル】 取組み事例	30
第5章 記録様式	32
1 企画段階の様式.....	33
2 準備段階の様式.....	36
3 製造段階の様式.....	40
4 出荷段階の様式.....	45
参考：表示に関する情報が記載された書類の整備（食品表示基準 Q&A 第41条2関連）	46

はじめに

平成29年（2017年）9月1日より（令和4年（2022年）4月1日完全施行）、国内で製造されるすべての加工食品を対象に、重量割合上位1位の原材料の原産地を国名で表示することが義務付けられています。

一方で食品事業者は、食品事故発生時の回収や原因究明のためにも、日々の入荷・出荷や製造に関する記録を残すこと、つまり食品トレーサビリティの取組みが求められています。

農林水産省では、特に中小規模の食品事業者の皆様を対象とした、食品トレーサビリティと原材料表示の適正化を一体的に取り組む際のポイントや、伝達・記録すべき書類について解説するテキストを作成しました。

食品事業者の皆様におかれては、このテキストを積極的に活用され、自社での取組みを行っていただく際の参考としていただけましたら幸いです。



【利用上の注意】

- ・このテキストにおいて、「実践的マニュアル（総論）」とは、以下を指します。
「食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」総論」（平成 26 年 3 月農林水産省）
- ・このテキストにおいて、「実践的マニュアル（各論 製造・加工業編）」とは、以下を指します。
「食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」各論 製造・加工業編」（平成 26 年 3 月農林水産省）

上記「実践的マニュアル（総論）」及び「実践的マニュアル（各論 製造・加工業編）」は、以下の農林水産省ホームページ（トレーサビリティ関係）から入手できます。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/#1>

- ・このテキストにおいて、「原料原産地マニュアル」とは、以下を指します。
「新しい原料原産地表示制度—事業者向け活用マニュアル—」（平成 30 年 1 月農林水産省）
URL : https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html

- ・このテキストにおいて、「基準」とは、以下を指します。
「食品表示基準」（平成 27 年内閣府令 10 号）（令和 3 年 3 月 17 日改正時点）

- ・このテキストにおいて、「Q & A」とは、以下を指します。
「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月）消費者庁 食品表示企画課
（令和 3 年 3 月 17 日改正時点）

上記基準本体及び Q & A 本体は、以下の消費者庁ホームページ（食品表示法等（法令及び一元化情報））から入手できます。最新の改正状況はこちらをご覧ください。

URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

